

報道関係者 各位

平成24年3月16日（金）

【照会先】

健康局 総務課

生活習慣病対策室

室長補佐 岡山 幸平（内線2341）

がん対策推進室

室長補佐 中平 純一（内線3827）

（代表電話）03-5253-1111

（直通電話）03-3595-2245、03-3595-2185

4月1日から「がん対策・健康増進課」を設置

～がん対策や生活習慣病予防などを
より強力に推進していく体制を確立～

本日、厚生労働省組織令の一部を改正する政令が閣議決定されました。これにより、平成24年4月1日から、厚生労働省健康局に「がん対策・健康増進課」を設置します。

がん対策・健康増進課は、現在、健康局総務課に設置されているがん対策推進室、生活習慣病対策室、地域保健室、保健指導室を再編し、新たに課とするもので、約50名の体制で発足します。

これにより、

- ・ がん対策の総合的かつ計画的な推進
- ・ 生活習慣病の予防などを目的とした栄養改善・食生活指導、保健指導などの健康増進のための施策の確保
- ・ 地域保健対策の推進

など、施策相互の連携を図りながら、より強力に推進していく体制を確立します。

現在、策定に向けて準備を進めている「次期がん対策推進基本計画」、「次期国民健康づくり運動プラン（健康日本21）」については、相互に連携し、それぞれの計画に基づく取り組みがより充実したものとなるよう、努めていきます。

また、国際的にもがん、循環器疾患、糖尿病などの非感染性疾患（Non Communicable Diseases、NCD）に対する包括的な取り組みが求められているため、がん対策・健康増進課では、個人の自主的な予防策の実行に加えて、社会政策としての健康づくり対策を強化し、その実現に向けた施策を推進する方針です。

※ 今回の課の設置は、省内の組織を再編して行うものである。

（参考）健康局組織図新旧対照表

健康局組織図新旧対照表（平成24年4月1日～）

